

3那監第1532号
令和4年1月25日

那珂川市長 武末 茂喜 様
那珂川市議会議長 高原 隆則 様

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（随時監査）

2 監査の対象

業務委託名：清掃業務委託（療育センター）

所管課：健康福祉部福祉課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4 監査実施日

令和3年12月24日

5 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行について、次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項に基づき、当該措置の内容を通知すること。

契約代金の支払い方法は、月払いとし、年度の金額を12月数で分割し、当月中に支払いをする前金払いで処理されている。

本件は毎月の均等払いではあるが、業務履行確認の後、翌月に支払うべきである。

経費の支出は、債務の履行を確認した後に支払う完了払が原則であることを踏まえ、適正な事務処理を行われたい。